

給与システム 平成 27 年版(Ver.H27.10)のリリースの予定

給与システム マイナンバー／年末調整対応版 平成 27 年版 (Ver.H27.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。

なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. システムの対応内容

1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

1-1.発行プログラム

システム名	発行プログラム
InterKX 給与計算・法定調書	Ver.H27.10
給与応援 Super スタンドアローン版	
給与応援 Super ネットワーク版	
給与応援 Lite	
法定調書顧問	

1-2.バージョンアップ対象

システム名	バージョンアップの対象
InterKX 給与計算・法定調書	Ver.H26.10、Ver.H26.10a、Ver.H26.20
給与応援 Super スタンドアローン版	Ver.H26.10.e1、Ver.H26.10.e2
給与応援 Super ネットワーク版	Ver.H26.10a.e1、Ver.H26.10a.e2 Ver.H26.20.e1、Ver.H26.20.e2
給与応援 Lite	Ver.H26.10、Ver.H26.10a、Ver.H26.20
法定調書顧問	Ver.H26.10、Ver.H26.10a、Ver.H26.11 Ver.H26.10.e1、Ver.H26.10a.e1 Ver.H26.11.e1

1-3.リリース時期

■送品開始日（予定）

InterKX 給与計算・法定調書	: 2015 年 11 月 18 日 (水)
給与応援 Super	: 2015 年 11 月 24 日 (火)
給与応援 Lite	: 2015 年 11 月 30 日 (月)
法定調書顧問	: 2015 年 11 月 24 日 (火)

■InterKX インターネットダウンロード（ダウンロードマネージャー）の公開（予定）

InterKX 給与計算・法定調書	: 2015 年 11 月 09 日 (月) 9:00
-------------------	-----------------------------

■マイページのダウンロード公開（予定）

全て	: 2015 年 11 月 09 日 (月) 9:00
----	-----------------------------

※保守契約にご加入で、改版纳入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

■期限付きプロダクトID

Ver.H27.10 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

給与応援 Super スタンドアローン版 : 876387-103554-321157-647331
給与応援 Lite : 857385-203364-302155-747141
法定調書顧問 : 156815-156359-601685-690136

1-4.個人番号一括収集システムについて

給与システムリリースと同時期に、個人番号一括収集システムもご提供の予定です。
個人番号一括収集システムのご提供方法・時期につきましては別途ご案内いたします。

1-5.電子申告プログラムについて

給与システム Ver.H27.10 用の電子申告更新用プログラムについては以下の通り 2 回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

※配当の支払調書のマイナンバー対応は Ver.H27.10.e2 (法定調書顧問は Ver.H27.10.e1) で対応する予定です。

■2015 年 11 月公開分

Ver.H27.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで平成 27 年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開 (予定) : 2015 年 11 月 20 日 (金)

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象
InterKX 給与計算・法定調書	Ver.H27.10.e1	Ver.H27.10
給与応援 Super スタンドアローン版		
給与応援 Super ネットワーク版		

■2016 年 1 月公開 (予定) 分

Ver.H27.10 で平成 27 年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。対応概要については、別途、電子申告システムのシステムインフォメーションにてご案内いたします。

ダウンロード公開 (予定) : 2016 年 1 月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象
InterKX 給与計算・法定調書	Ver.H27.10.e2	Ver.H27.10 Ver.H27.10.e1
給与応援 Super スタンドアローン版		
給与応援 Super ネットワーク版		
法定調書顧問	Ver.H27.10.e1	Ver.H27.10

■注意点

平成 26 年度版で電子申告を行われているお客様が、Ver.H27.10 にバージョンアップを行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。

特にインターネットダウンロードやマイページから、給与プログラムを早期入手した場合や、法定調書顧問については Ver.H27.10 へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

1-6.11月中の予定日程（参考）

製品	日	月	火	水	木	金	土
	11/08	11/09	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14
Inter KX		マイページ公開 ダウンロードマネージャー公開					
Super SA		マイページ公開					
Super NW		マイページ公開					
Lite		マイページ公開					
法定調書		マイページ公開					
	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21
Inter KX				リリース		e1 公開	
Super SA						e1 公開	
Super NW						e1 公開	
Lite							
法定調書							
	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28
Inter KX							
Super SA			リリース				
Super NW							
Lite							
法定調書			リリース				
	11/29	11/30	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28
Lite	リリース						

2. システムの対応内容

2-1. マイナンバー制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成 27 年 10 月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

■ 個人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。個人番号は「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。個人番号の利用範囲は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されています。

■ 法人番号について

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書が届きます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

■ 税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

◆記載時期等、国税の番号制度に関する情報につきましてはこちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm>

◆源泉所得税、法定調書に関する事務の取り扱いについてはこちらをご覧ください。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・番号制度の概要

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gaiyo.pdf>

■ 社会保険関係手続について

社会保障・税番号制度導入に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の届出様式等に「個人番号」や「法人番号」を追加する等の改正が予定されています。

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届 等（※）	平成29年1月1日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

※厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

■ 本人の確認方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

■安全措置について

個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

組織的安全管理措置	組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等の事案に対する体制整備などの措置
人的安全管理措置	個人番号を取扱う事務所および担当者の監督及び教育、従業員への定期的な研修、特定個人情報などについての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むなどの措置
物理的安全管理措置	特定個人情報の取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体などの廃棄についてなどの措置
技術的安全管理措置	情報システムへのアクセス制御、ユーザーID 及びパスワード等によるアクセス者の識別と認証、ファイアウォール設定等による外部からの不正アクセスなどの防止及び外部送信の際のデータ暗号化やパスワードなどの措置

2-2.マイナンバー対応の概要

給与システムのマイナンバー対応の概要は以下の通りです。

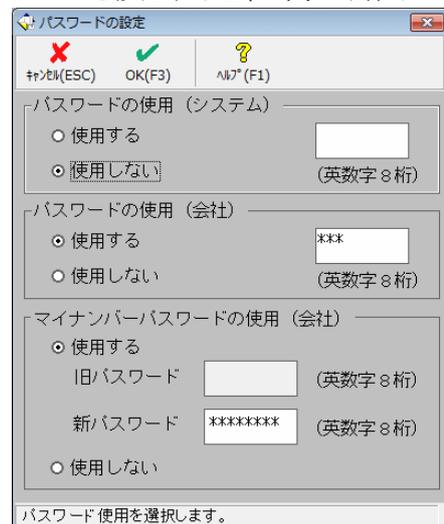
本システムのマイナンバー対応では、番号取扱権限・ログ管理、ファイル管理簿、廃棄証明書、マイナンバー情報の廃棄処理等に対応しておりません。
より安全な管理が行える「R4 シリーズ」への移行をおすすめします。

■ マイナンバーパスワードの設定

マイナンバー情報の管理のため、[設定]メニュー→[パスワード]に「マイナンバーパスワードの使用(会社)」項目を追加しました。

「マイナンバーパスワード：使用する」を選択し、新パスワードを設定すると、対象の会社データでマイナンバー情報の入力画面や印刷設定でマイナンバーパスワードの入力が必要になります。

- ・マイナンバーパスワードは会社単位に管理するパスワードです。
- ・Ver.H27.1 にデータ変換後すると、初回起動時のみパスワード設定画面が表示されます。マイナンバー情報の管理をする場合は、「マイナンバーパスワードの使用：使用する」を選択して、パスワードを入力してください。
- ・「マイナンバーパスワード：使用しない」を選択して<OK>をクリックすると、以後、マイナンバーの管理はできません。入力済みの個人番号はマスキング(または空白)で表示されます。
- ・入力済みのマイナンバーパスワードを変更する場合は、旧パスワードを入力しないと変更できません。
- ・「マイナンバーパスワード：使用する」→「使用しない」に変更後、再度「使用する」に戻した場合も、旧パスワードを入力しないと、新パスワードは入力できません。

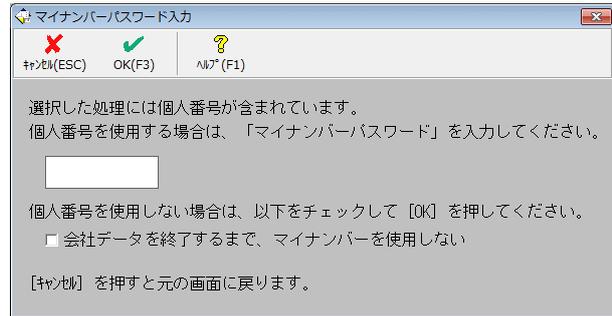


システムではユーザー単位のマイナンバーパスワードの管理に対応しておりません。マイナンバーパスワードの設定は、マイナンバー取扱責任者が行い、必要に応じて、マイナンバーを取り扱うユーザーのみにパスワードを教えるようにしてください。

■ マイナンバーパスワードの入力

マイナンバーパスワードを設定すると、マイナンバーに関連する入力画面を起動する際に、マイナンバーパスワード入力を求める画面が表示されます。（「マイナンバーパスワード：使用する」場合のみ）

- ・マイナンバー情報を入力・確認する場合は、マイナンバーパスワードを入力して<OK>をクリックしてください。
マイナンバーパスワードは、会社データを終了するまで有効になります。



- ・個人番号・法人番号を入力・確認しない場合は、「会社データを終了するまで、マイナンバーを使用しない」にチェックを付けて<OK>をクリックしてください。会社データを終了するまで、マイナンバーパスワード入力画面は表示されなくなります。

■ 会社データの法人（個人）番号の登録について

[設定] タブ→ [基本情報] で会社データの法人番号または個人番号を登録することができます。

会社 / 基本情報の設定	
キャンセル(ESC) OK(F3) 郵便番号(F5) 印刷(F9) Excel(F12) ヘルプ(F1)	
会社コード	EPSON
法人番号(又は個人番号)	1234567890123
会社名 ※	エプソン産業株式会社

※会社データの法人番号(又は個人番号)は、マイナンバーパスワードが入力済みの場合のみ登録が可能です。

マイナンバーパスワードが入力されていない場合は、法人番号(又は個人番号)欄の背景がグレーになり、マスキング（または空白）で表示されます。

会社コード	EPSON
法人番号(又は個人番号)	*****
会社名 ※	エプソン太郎

■ 従業員・家族情報の個人番号の登録について

従業員・家族情報の個人番号は [設定] タブ→ [従業員／個別入力] [従業員／一覧入力]、[年末調整] タブ→ [年末調整／一覧入力] で登録できます。

※従業員の個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済みの場合のみ登録が可能です。

マイナンバーパスワードが入力されていない場合は、個人番号欄の背景がグレーになり、個人番号はマスキング（または空白）で表示されます。

従業員／個別入力画面

従業員 / 変更	
キャンセル(ESC) クリア(F2) OK(F3) 郵便番号(F5) ヘルプ(F1)	
従業員:	01SE01 木村 敏明
基本情報	部門 000000: 管理部
従業員コード ※	01SE01
個人番号	123456789012
氏名 ※	木村 敏明

従業員／一覧入力画面

コード	部門名	コード	氏名	個人番号	〒	
1	000000 管理部	01SE01	木村 敏明	234567890123	91-0033	日野市百草 9 9
2	000000 管理部	EP0040	青田 慶子	345678901234	55-0031	東京都世田谷区
3	000000 管理部	EP0051	甲田 喜美子	456789012345	87-0042	東京都杉並区西
4	000000 管理部	SF3301	山本 マチ	567890123456	184-0014	東京都中野区南

家族情報

	個人番号	氏名	続柄	生年月日	同居区分	配偶者区分
配偶者	567890123456	木村 歌子	妻	昭和三十五年七月八日	同居	一般
扶養親族	678901234567	木村 次郎	長男	平成十六年二月一日	同居	(年少)

年末調整／一覧入力画面

部門コード	1	2	3
部門コード	000000	000000	000000
部門名	管理部	管理部	管理部
従業員コード	01SE01	EP0040	EP0051
従業員氏名	木村 敏明	青田 慶子	甲田 喜美子
(同) フリガナ ※	キム トシアキ	アオタ ケイコ	キタ キミコ
個人番号	234567890123	345678901234	456789012345
源泉徴収簿	源泉徴収簿	源泉徴収簿	源泉徴収簿
郵便番号	101-0033	155-0031	187-0042

■ 支払を受ける者・配当の支払を受ける者の個人（法人）番号の登録について

支払を受ける者・配当の支払を受ける者の個人（法人）番号は、[支払調書] タブ→ [支払を受ける者] または [配当の支払を受ける者] で登録できます。

※支払を受ける者の個人（法人）番号はマイナンバーパスワードが入力済みの場合のみ登録が可能です。マイナンバーパスワードが入力されていない場合は、個人（法人）番号欄の背景がグレーになり、個人（法人）番号はマスキング（または空白）で表示されます。

支払を受ける者設定画面

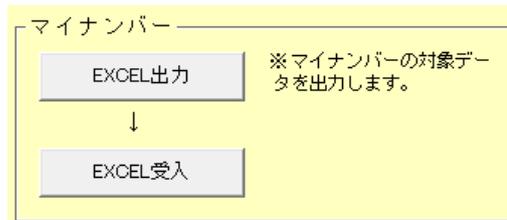
コード	個人番号又は法人番号	支払を受ける者
1	100000	大塚不動産販売
2	30060	8901234567890 加藤哲三税理士事務所
3	30070	901234567890 早見 友一
4	50020	0123456789012 香山雄三法律事務所
5	60010	113456789012 和田 宗一郎

※不動産の使用料等の支払調書、譲受けの対価の支払調書に「あっせんした者」を登録する場合は、「あっせんした者」の個人（法人）番号の印刷も必要になります。支払を受ける者に「あっせんした者」を登録し、それぞれの支払調書で選択する仕組みに変更されます。

■ 汎用 EXCEL データによる個人（法人）番号の受入について

従業員およびその家族情報、支払を受ける者または配当等の支払を受ける者の情報を Excel 出力し、Excel 上で登録した個人番号又は法人番号を Excel 受入する仕組みに対応します。

※マイナンバー情報の Excel 受入は、マイナンバーパスワードが入力済みの場合のみ処理できます。



◆ 個人番号一括収集システムについて

「個人番号一括収集システム」は、エプソンの給与計算ソフトから抽出した従業員・家族情報のマスターデータに、個人番号を一括登録できるシステムです。個人番号は、エプソンのスキャナーでスキャンしたマイナンバー通知カードのイメージデータを元に紐付・登録が可能です。登録終了後、エプソンの給与計算ソフトに取込むことが可能です。

■ 様式変更

マイナンバー対応に関連する様式変更は以下の通りです。

様式	平成 27 年度データ	平成 28 年度以降データ	Lite	法定調書顧問
扶養控除等異動申告書 *1	○	○	○	○
報酬等の支払調書	×	○	×	○
不動産の使用料等の支払調書	×	○	×	○
譲受けの対価の支払調書	×	○	×	○
あっせん手数料の支払調書	×	○	×	○
源泉徴収票／退職者用 *2	×	○	○	×
法定調書合計表*3	○	○	×	○
退職所得の源泉徴収票	×	○	×	○
配当等の分配の支払調書 *4	○	○	×	○
配当等の分配の支払調書合計表 *5	○	○	×	○

*1 扶養・保険料等控除申告書画面の「扶養控除等異動申告書の年」で平成 28 年分以降を選択した場合に限ります。

*2 給与応援 Lite は [年末調整] タブに「給与所得の源泉徴収票／退職者用」を追加します。

*3 会社データの法人(個人)番号は印刷されません。

*4 支払確定日が平成 28 年以降の場合に限ります。新様式の電子申告への連動は、給与電子申告更新用プログラム Ver.H27.1.e2 で対応予定です。

*5 法人番号のみが印刷対象なので印刷条件設定画面に「個人番号の印刷」はありません。

注:(健・厚)事務所関係変更届 (104)の様式変更には対応しません。対応時期は別途ご連絡いたします。

マイナンバーに関連する申告帳票の入力画面には、法人番号や個人番号の入力欄はありません。
(機密保持のため)

印刷条件設定画面で個人番号を印刷するか／しないかの選択をして印刷します。

◆個人番号の廃棄処理に対応していません。

従業員や家族情報、支払を受ける者を削除すると、同じ画面に登録されている個人(法人)番号もいっしょに削除されます。ただし、別の年度データに登録されている同じ個人(法人)番号は削除されません。過年度データの個人番号(マイナンバー)の廃棄については、年度データごとに個人番号をクリアしていただく必要があります。

◆個人番号(マイナンバー)のログ管理に対応していません。

業務日誌等において、例えば、個人番号(マイナンバー)の入手・廃棄、源泉徴収票のマイナンバー関連帳票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する必要があります。

◆配当等の分配の支払調書

配当の支払調書の支払の取扱者欄の印刷には対応しておりません。よって、支払の取扱者の法人番号も印刷できません。

2-3. 税制改正対応

■税制改正の概要

- 平成 26 年度の改正により、給与所得控除の上限額が、平成 28 年分の所得税については 230 万円(給与収入 1,200 万円を超える場合の給与所得控除額)に、平成 29 年分以後の所得税については 220 万円(給与収入 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額)に、それぞれ引き下げられました。

給与所得控除の上限額の引下げに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の改正が行われました。

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。

■税制改正によるシステムの対応内容

- 選択した会社の処理年度(27 年分/28 年分以降)により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。(法定調書顧問除く)

平成 28 年分の年調計算については、平成 28 年版プログラム (Ver.H28.10) で対応する予定です。

平成 28 年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

2-4. 社会保険に関する変更点 (法定調書顧問除く)

■料率変更

[会社新規作成] 時の計算条件の厚生年金保険料率を最新の料率に変更します。会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。

※(健・厚)事業所関係変更届(104)の様式変更は、本バージョンでは対応されません。対応時期につきましては、別途ご連絡させていただきます。

2-5. その他システムの対応内容

■辞書更新

郵便番号辞書、銀行コード辞書(法定調書顧問除く)、市町村辞書を更新します。

■ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表／配当等の分配の支払調書合計表

印刷画面に、会計事務所名の入力欄、税理士登録区分（開業税理士／社員税理士／所属税理士）の選択欄（入力可）、直接受任（（直接受任）／直受／直）の選択欄（入力可）を追加します。法定調書合計表と配当等の分配の支払調書合計表の相互に反映される項目です。

■ 給与所得等の支給状況内訳書

給与所得等の支給状況内訳書を<OK>した後、報酬等の支払調書、不動産使用料等の支払調書、譲受の対価の支払調書、あっせん手数料の支払調書を全て削除すると、支給状況内訳書の報酬、料金、契約金及び賞金の「左の内訳」欄の支払総額がクリアされない問題に対応します。

以上